

渡良瀬川とのかかわり

Relationship with Watarase River



原工業株式会社代表取締役

はら はつじ
原 初次

Hatsuji HARA

1. 渡良瀬川の沿革

八木節の生まれた故郷である、上野・下野の二つの野州は、上毛・野州とも呼ばれその真ん中を渡良瀬川は流れている。



渡良瀬川全景

この大河は、遠く日光連山から肥沃な養分を含んだ雨水を運び、赤城山の東側を突っ切って桐生の手前からなだらかな扇状地へ養分をばらまく。

ふくよかな両毛低地の穀倉地帯は、この扇状地に始まり幾条もの枝川や用水を通して山田、新田、邑楽の三つの群馬県側の郡、足利、安蘇、梁田、下都賀の四つの栃木県側の郡、それと埼玉県北埼玉郡の一部を潤して利根川に流れ込む。

ここで、渡良瀬川沿岸と足尾鉍毒事件について述べる事にしよう。

文禄年間（1661～95）館林城主榊原康政時代、寛文年間（1661～1672）徳川綱吉時代に、堤防築造が郡誌に記されているように、古来より水魔と闘い、水防に腐心してきた特異の環境と歴史的背景をもつ。

利根・渡良瀬両川をはじめとする河川の破堤などによる氾濫の災害を受けることおびただしく、年に数度の堤防決壊をくり返し、土地や家屋の水没流失、農作物の冠

水等、その惨状は目をおおうものがあった。したがって、住民の苦しみも言語に絶し、氾濫が度重なるに及び、農業を営みながらも米麦や穀類を口にすることさえ難しく、芋粥をすすり、時には草や魚介類で飢えをしのぎ、しかしついにはこの地に生きる希望さえ失い、土地を捨て、故郷を捨て、遠く北海道に移住した人も数多くあった。

そんなことから、沃野であったはずの農地は荒れ放題となり、水田も畑地も農地に供されたのは集落に沿った一握りの土地で、これらも次第に現在の休耕田に等しい状態で放置されていった。せっかく耕作しても、次の洪水で水泡に帰してしまうのである。それでもこの地に生きる者の宿命として、水害復旧工事や防災工事にあたらなければならない、その度に精力的に取り組んだのである。

寛永年間（1624～43）から明治末までに、利根川水系で31ヶ所、渡良瀬川水系で69ヶ所、谷田川水系4ヶ所、明治43年は最も雨量の多かった年で、3川合わせて20ヶ所が一年間で決壊している。

これをみても邑楽地域を襲った水害がいかに大きく、当時の人々を窮乏のどん底におとし入れたかをうかがい知ることができる。

この水害をより一層深刻なものにしたのが、鉍毒問題である。

足尾銅山から流下する銅や硫酸化合物を含んだ汚泥が、下流の農地に洪水と共に流入堆積し、農作物に多大の被害を及ぼした。いわば日本の公害の原点ともいべき問題で、これを解決に導くために田中正造翁直訴投獄事件や川俣事件等、流血の惨事にまで及んでいる。ここに板倉町誌によって鉍毒事件の概要を記述すると、当時、わが国は富国強兵を叫ぶ軍の戦争準備のため、銅の生産増強の必要に迫られ、足尾銅山の古河鉍業に対し増産を命令した。従来、足尾の銅生産に生ずる汚泥は渡良瀬川に自然に流下していたが、増産に伴って流下する鉍毒の量も次第に増加し、堆積地帯である新田郡下流部か

ら邑楽郡一帯に沈殿して下流沿岸の耕地に流入し肥田沃野も粗悪になり、農作物の収穫も次第に減収となるに及んで、農民をはじめて鉱毒の害あることを知り、明治23年に被害農民連署して「若し鉱毒を除去することができなければ、鉱業を停止せよ」との請願・陳情を行政庁に対し行った。

翌24年、同じく鉱業停止を請願すると同時に、田中正造翁による帝国議会における質問を繰り返した。時の政府にあつては、これを認めたかの如く、古河鉱業に対し鉱毒予防工事の施工を命じ、工事完成後は鉱毒の流下も減少したかのようであったが、一朝豪雨の後の洪水時には依然毒性を有する汚泥を田畑にとどめ、年月を経るに従って以前にも増して甚だしく、一大惨状を呈するに至った。

ついに我慢の域を超えた被害農民は、第6回目の足尾銅山鉱業停止請願の実施を計画した。押出しとって、対政府直接請願である。青年決死隊を中心に3,500名を動員、直接政府に陳情する態勢を整えたのである。

明治33年2月12日、青年決死隊を中心とする渡良瀬川沿岸鉱毒被害農民は、最後の請願を実行すべく、続々と雲龍寺（館林市旧渡瀬村）に終結した。

午後7時、雲龍寺の梵鐘、太鼓、法螺貝を吹き鳴らし、みの笠、草履に身を固めた被害農民は鉱毒悲歌を高唱し、篝火を炊き、50～60人を一組として出発準備を完了した。館林警察署は解散を命じたが一向に聞き入る者もなく、本堂前での指導者の決意表明に促されて、大部隊が出動した。

利根川に到着するや、青年決死隊100名を先頭に警察隊の防御線を突破、指揮者は竹杖を振って「進め」の号令を発して突進。巡查憲兵は藪陰より洋灯刀をふるい、あるいは靴で蹴り上げるなどして、倒れた者はその場で捕縛された。格闘数時間の後、負傷者十数名を出し、鎮圧された。これが川俣事件である。この事件で指導者他67名は兇徒聚衆罪で逮捕され、前橋監獄に収監された。

この頃から田中正造翁の地方活動が始められた。昼夜を分けず被災地を巡回し、また、鉱毒の除去と鉱業の停止を、議会、政府に繰り返し要請したが、的確な効果を期待できないところから、明治34年12月10日、第16回帝国議会開会式より還幸の明治天皇に「足尾銅山鉱毒被害地人民の保護を訴える」と直訴に及び、ただちに芝愛宕署に逮捕された。結局裁判という公の場で真相が追及されることを恐れた政府は「田中は狂人であるとして不起訴」とし、釈放された。翁は、後の谷中村の強制買収にあたって、連日身を盾として農民の先頭に立ち、闘争を続けた。

明治35年3月17日の桂太郎内閣は、谷中村村民全員退去させ、水害予防の名目で遊水地をつくる、谷中村買収計画案を閣議決定した。さらに内務省は「鉱毒の主因は洪水であるので、洪水予防のための遊水地が必要である」との報告書を内閣に提出している。これによって谷

中村を廃村に追い込み、村人を離散させたのであった。

谷中村や利島、川辺両村を除く近隣各町村は、政府・内務省の「鉱毒被害を阻止するためには（1）遊水地をつくって水勢を弱めること（2）渡良瀬川堤防を高くして川幅が広がらないようにする、（3）内水排除は排水機の設置によって処理する」という案に傾き、谷中村一村が潰れることによって他の村々が救われるならば、と歓迎したのが当時の大方の農民の考え方であったという。このようにして渡良瀬遊水地は、明治43年着工し、大正11年に竣工した。

地域住民のため生涯をこの争いに命を懸けた田中正造翁の遺骨は各所に分骨され、かつて「足尾銅山鉱業停止請願事務所」が設置された“雲龍寺”に今も眠り、本年度106回忌の法要を迎える。



雲龍寺

2. 地域建設業の起こり

毎年やってくる水害に向き合っただけで農民の自力により復旧した工事も、明治の中頃になってようやく国の施策として取り上げられるようになり、県費での復旧費が支払われるようになった。しかし工法についても請負方法についても確立したものはなく、地元財力者が立替え、村長等の意見に従ってかろうじて現状に復した。付近の民家より用材を徴発し水害のため働く道のない農民に就労させ、賃金を支払って難民救済と水害復旧とを両立させていたのである。

このような作業が水害の度ごとに行われたことから、土地の財力者は経験者ということで駆り出され、度々委員に選任されて積極的に工事を施工してきたことから、地元民に専門家としてみられるようになった。

3. まとめ

このように江戸末期から、水害と鉱害に災いされ現代にいたる渡良瀬川の沿川で、はじめは個人経営として、会社を設立してからも内務省、建設省、国土交通省と永く恩恵を被った事は大変稀有なことで、昔からの人々の大変な苦勞を忘れてはならないとあらためて痛感するところでもあります。